

青森県サービス付き高齢者向け住宅報告・検査等実施要領

(平成26年3月25日制定)

(令和4年7月5日最終改正)

(趣旨)

第1 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第24条並びに「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅等の管理について」（平成24年4月10日付け国住心第19号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）1の（1）及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」（平成24年4月19日付け老高発0419第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）1の（1）の規定に基づき、県内（中核市及び青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成11年12月青森県条例第54号）第40条に掲げる市町村の区域に係るものを除く。）のサービス付き高齢者向け住宅の報告・検査を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定期報告の実施方法)

第2 登録事業者は、定期報告の実施に当たり、県のホームページ（県土整備部建築住宅課）へ掲載する「サービス付き高齢者向け住宅定期報告書」（様式1）に、毎年度6月末日時点の状況について記入し、7月末日までに県に電子メール（県土整備部建築住宅課のアドレス宛て）で報告するものとする。

(立入検査の対象)

第3 登録住宅のうち、県が行う立入検査の対象となるものは、毎年度第2の報告を受けたものの中から任意に抽出するものとする。また、立入検査の必要があると認められる登録住宅について、随時実施することとする。

(立入検査事項)

第4 登録住宅に対する立入検査事項は、登録の基準に掲げる事項に加え、別途県が定める事項とする。

(立入検査の留意事項)

第5 検査員は立入検査の実施に当たり、次の事項に留意することとする。

- 一 住宅の管理に係る業務等に支障とならないように努めること。
- 二 関係者に対し検査の趣旨を説明し、理解と協力を得ながら進めること。

(検査結果の通知)

第6 県は検査の結果について、登録事業者宛て通知するものとする。

附則

この要領は、平成26年3月25日より施行する。
この要領は、令和2年6月23日より施行する。
この要領は、令和3年6月23日より施行する。
この要領は、令和4年7月5日より施行する。